

(写)

令和5年3月9日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 森 貴志

工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて（回答）

令和5年3月8日付「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して 東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて」で依頼のあったことについては、令和5年1月25日の第11回県専門部会で貴社が発言した「県専門部会の理解を得たので、東京電力R Pとの協議に入る」との認識とは異なるものと受け止めております。このことは、令和5年3月3日付「第11回静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源部会専門部会における貴社説明に対する意見」において、本県が貴社に懸念を伝えているところです。

その上で、以下のとおり回答いたします。

- 1 大井川中下流域の11利水者と流域8市2町の代表者及び静岡県副知事は、中央新幹線建設工事における大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等について、一体的に取り組んでいくため、「大井川利水関係協議会（以後、「協議会」という。）」を平成30年8月2日に設立し、貴社との連絡、調整及び交渉は「静岡県中央新幹線対策本部」を通じて行うことを協議会規約に明記しています。

このことから、平成30年8月9日付県中央新幹線対策本部長文書「『大井川利水関係協議会』の設立について」において、貴社に対し、「貴社が関係利水者及び市町と個別に交渉等を行うことは、ご遠慮いただくようお願い申し上げます。」と明確にお伝えしているところであり、その後、規約の変更はありません。

- 2 上記1から、貴社から了解をいただきたいとされている3つの確認事項については、今後、本県が協議会開催を早急に調整し、貴社が説明する場を設けます。ついては、貴社が協議会々員へ個別に了解を確認することは、ご遠慮いただくようお願いいたします。